

「城下町・水の都魅力発信事業業務委託」仕様書

1 委託業務名

城下町・水の都魅力発信事業業務委託

2 目的

「MATSUE 観光戦略プラン」の推進のため、そのコンセプトである「Authentic Japan“MATSUE”～城下町 水の都 暮らしに息づく伝統～」に基づき、引き続き令和6年度も「城下町」「水の都」に焦点を当てたプロモーションを実施し、松江市への誘客促進、認知度およびブランド力の向上を図るもの。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで

4 委託費

提案上限額：16,382,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）を上限とする。

5 委託業務内容

下記(1)、(2)のプロモーション事業を実施するため、①～③の業務を行うこと。

(1) 国宝松江城を中心としたプロモーション事業

・本市への誘客促進および認知度向上を図るため、本市のシンボルある松江城を中心としてプロモーションを実施すること。その上で、令和7年7月8日に国宝指定10周年を迎えることから、その機運を醸成するような内容にすること。

(2) 夕日のブランディングおよびプロモーション事業

・令和5年度から取り組んでいる夕日のブランディング事業の推進のため、夕日のブランド力及び認知度向上を図るためのプロモーションを実施すること。その上で、令和5年度に作成した夕日のブランドサイト「心まで染める。松江の夕日 MATSUE SUNSET」を活用した内容にすること。その他、令和5年度に作成した夕日のロゴマークとブランドメッセージを活用した提案も可とする。

①プロモーション実行（企画・調整）

ターゲットへの効果的な訴求に繋がる着地型コンテンツ（イベントや限定商品など）やプロモーションコンテンツ（PR動画・特設サイトなど）の企画および実施に向けた調整を行うこと。

②プロモーション実行（制作）

企画に応じ、写真や動画素材の撮影・編集およびデザインやコピー、広告（ポスターやチラシ など）等の制作を行うこと。

③プロモーション実行（情報発信）

企画に応じたPR（プレスリリース配信）や広告（屋外広告・WEB 広告）・タレントやインフルエンサー活用等の情報発信を行うこと。

6 著作権等

本業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、本協会に帰属するものとする。

7 二次使用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真、受託者が編集した映像等）は、下記媒体において無償で二次使用が可能とすること。

(1) 本協会もしくは本協会が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体、SNS 及びデジタルサイネージ等

(2) その他、本協会が目的達成に効果的と認める媒体

※タレント、インフルエンサーなどの著名な人物を活用したプロモーションについては、その性質上二次使用ができないことを認める。

8 業務の報告等

(1) 実施状況等の報告

・当協会の指示に基づき、適宜、実施状況等を報告すること。

(2) 業務報告書

・成果物として、業務報告書（冊子及びデータ）を作成し2部納品すること。なお、報告書は写真等を掲載し、実施状況等がわかるよう作成すること。

(3) 業務の確認

・当協会は、上記（1）または（2）の報告を受けたときは、速やかに履行状況を確認するとともに、必要に応じて現地確認を行うこととし、当協会からの求めによりこれに立ち会えるものとする。なお、現地調査の結果、仕様書の内容を満たさない履行状況であると判断した場合には、当協会の指示に従い速やかに改善するもの。

9 その他

(1) 当協会と綿密に連絡を取りながら、本業務を実施しなければならない。

(2) 契約金額には、委託契約の履行に必要な一切の経費を含む。

(3) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、速やかに、双方で協議して決定する。

(4) 制作物（ノベルティなど）がある場合は、本協会が指定する場所へ納品すること。納期は、本協会と協議のうえ決定すること。

(5) 本業務の委託費は、業務完了検査後に支払うものとする。